

じれい
事例
3

ふくし しせつ たいおう
福祉施設での対応



さぎょうしょ つうしょ どうさ じぶん
作業所に通所しているCさんは、動作がゆっくりしていて、自分の
きも ことば ひょうげん ながて さぎょう
気持ちを言葉に表現することが苦手です。作業をしているときにも、
たんとう しよくいん はや やす じかん など まわ
担当の職員から「早くしないと、休み時間がなくなるよ」等と周りの
ひと き おお こえ い とちゆう さぎょう い
人にも聞こえるように大きな声で言われ、途中から作業に入れて
もらえないこともあります。

きも
Cさんの気持ち



じぶん おこ おも
いつも自分だけ怒られているように思う。
やさ しよくいん か
優しい職員に代わってほしい。

ここが
ポイント!



あいて ことば たいど かな おも
相手の言葉や態度によって、悲しい思いをした
ことはありませんか。イヤなことをされたときには、
がまんをしないで「やめて」といみましょう。

「おこられるのは、イヤです。」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら「自分の言葉」でどのように伝えますか。





こんなときのヒント

■ 障害者への虐待を防ぐための法律として「障害者虐待防止法」があります。この法律は、養護者(家族等)・障害者施設の職員・使用者(雇用者等)による障害者虐待を禁止しています。

■ 障害のある人の心や身体を傷つける虐待は、絶対に許すことはできません。障害者本人に虐待をされているという認識があるかどうかは関係ありません。

■ 事例は、Cさんの心を傷つける「心理的虐待」の可能性がありまます。こうした時は「いやだ」「やめて」と言ってください。我慢しなくていいのです。どうしたらいいかわからない時は身近な人に相談してみましょう。また、役所に連絡をして、虐待をなくすよう一緒に考えてもらいましょう。

■ 虐待を受けている人や虐待(虐待のおそれ)に気づいた人は、窓口となる市町村障害者虐待防止センターに通報・届出をすることができます。

よこはまし しょうがいしゃ ぎゃくたいぼうし
[横浜市障害者虐待防止センター]

でんわ
電話. 045(662)0355

FAX. 045(671)3566



じれい
事例
4

ちんたい じゅうたく もうしこ
賃貸住宅の申込み



しかく しょうがい ちんたい じゅうたく とうきょ ふどうさん ぎょうしゃ たず
視覚に障害のあるDさんは、転居のため不動産業者を訪ねまし
たが、たいおう たんとうしゃ かじ しんぱい しょうかい
対応した担当者から「火事などの心配があるので紹介は
できません」と言われました。

きも
Dさんの気持ち

かさい さいしん ちゅうい ほん
これまでも、火災には細心の注意を払ってきたのに。
しかく しょうがい ぶっけん しょうかい
視覚障害があるということで、物件を紹介できないと
せつめい なつとく
いう説明には納得がいかない。



ここが
ポイント!



あいて せつめい なつとく
相手の説明に、どこか納得できないときはあり
ませんか。そんなとき いちど ほんとう たし
もう一度、本当かどうか確
かめてみるのがたいせつ
大切です。

ほんとう かじ おお
「本当に、火事は多いのですか？」

りゆう
「ほかにも理由があるのですか？」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら「自分の言葉」でどのようにつた
えられますか。





こんなときのヒント

- 障害のある人の賃貸住宅への入居に際しては、家賃の滞納や建物の保全に関する不安、災害時の安全確保や近隣住民との関係等を理由に、契約を拒否される事例があります。

《宅地建物取引に関する不当な差別的取扱いの例》

- ◎ 物件の広告等に「障害者お断り」などの表示をすること。
- ◎ 「障害者向けの物件は取り扱っていない」として物件の紹介を拒むこと。
- ◎ 家主や債務保証会社への交渉等、必要な調整を行わずに仲介を断ること。
- ◎ 「火災の心配がある」ことなどを理由に仲介を断ること。
- ◎ 一方的に一人暮らしは無理と判断して仲介を断ること。
- ◎ 障害を理由とした誓約書を求めること。 など

- 視覚障害のある人が火事を起こしやすいということは、客観的な根拠がありませんので、入居を拒否する「正当な理由」といえません。不動産業者は、入居が不可能な場合には丁寧にその理由を説明することが必要となります。



じれい
事例
5

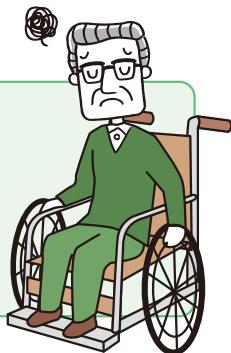
こうきょう こうつう きかん たいおう
公共交通機関での対応



くるまいす しょう 車椅子を使用しているEさんは、バス停ていでバスを待まっていました。
バスが到着とうちやくすると、Eさんの前まえに並ならんでいた人ひとは乗車じょうしゃできましたが、
Eさんは、次つぎのバスのに乗いるように言いわれました。
Eさんの後うしろで待まっていた人ひとから「まだ乗のれるのに…」という、
つぶやきごえ声きが聞きこえてきました。

きも
Eさんの気持ち

の じょうしゃ きよひ めいわく たいど
バスに乗のるたびに乗車拒否きよひや迷惑めいわくそうな態度たいどを
されるので、つらい思おもいをする。



ここが
ポイント!



しょうがい おな う
障害しょうがいがあることで同じサービスを受うけられない
ときには、そのことで障害しょうがいのある人ひとは不利益ふりえきを
受うけているのです。

わたし よう じ
「私わたしにも用事よう じがあるので、
このバスのに乗いりたいです」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害しょうがいのある人ひとの思おもいを伝つたえるコミュニケーションの例れいです。
あなたなら「自分じぶんの言葉ことば」でどのように伝つたえますか。





こんなときのヒント

- 公共交通機関(鉄道・バス・タクシー・船舶・航空機等)の利用に際して、正当な理由がなく、障害があることのみを理由として乗車を拒否することは禁止されています。

《公共交通機関での不当な差別的取扱いの例》

- ◎ 身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を連れていることを理由として乗車を拒否すること。
- ◎ 車椅子使用者に、混雑する時間帯の利用を避けてほしいと言うこと。
- ◎ 車椅子使用者の乗車を拒否すること。
- ◎ 外見上障害者と思われる人(白杖使用者等)の乗車を拒否すること。
- ◎ 障害者割引タクシー券の利用や領収書の発行を拒否すること。
- ◎ 単独での乗船を拒否すること。
- ◎ 航空機の利用に際して診断書の提出を求めること。など

- 事業者等が、利用者の安全確保の必要性や構造上の問題から、やむを得ず利用を制限する場合には、利用者にていねいに事情を説明することが求められます。

